

情報セキュリティ基本方針

株式会社アドバンスコミュニケーションテクノロジー及び株式会社イー・アイ・ティは、事業継続はもちろんのこと、組織が戦略的な事業展開を行っていくためには、お客様からの信頼を獲得し続け、選ばれることが必要であると考えます。

そのためには、組織的な情報セキュリティマネジメントシステム(以下、「ISMS」という)を確立し、法的及び規制の要求事項並びに契約上の義務を認識し、事業上の情報セキュリティニーズに応え続けることが重要だと考え、「情報セキュリティ基本方針」を宣言します。

1. ISMS 適用範囲

【事業内容】

- ・業務用情報処理システムの設計・開発及び保守
- ・IT インフラ構築での技術支援
- ・情報処理技術者の派遣 <事業資格> 派遣法届出「特13-301248」 平成17年4月18日

【組織及び所在地】

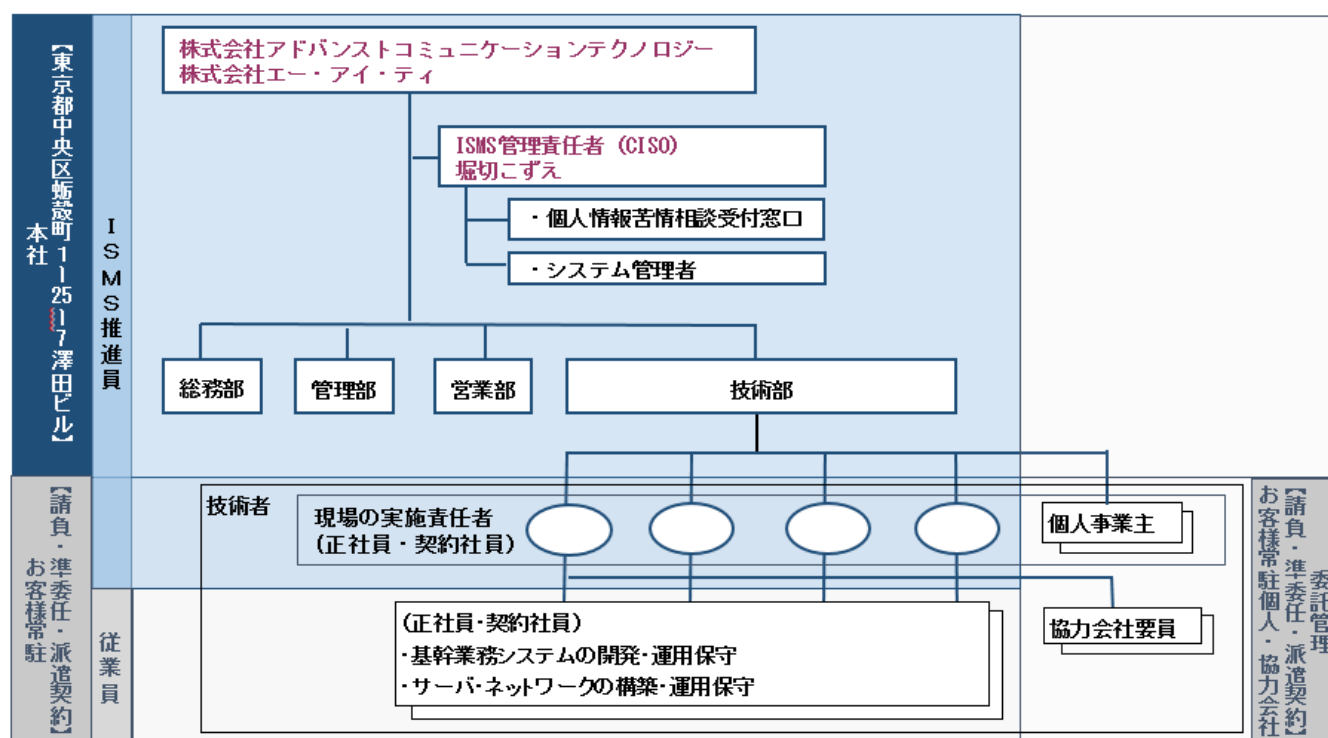
株式会社アドバンスコミュニケーションテクノロジー(ACT)
株式会社イー・アイ・ティ(AIT)
〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-25-7
澤田ビル 3階業務管理室、2階技術室

【要員】

従業員(役員/顧問、社員、契約・派遣、パートタイマー含む)

2. ISMS体制図

【ISMS管理責任者】株式会社アドバンスコミュニケーションテクノロジー 代表取締役 堀切こずえ



3. ISMSの確立、維持及び継続的改善

- 1) 組織の事業、業務プロセスがISMS要求事項を満たすよう、定期的に組織が直面しているリスクを把握し、リスクアセスメント、リスク対応を実施します。
- 2) 本方針に基づく「情報セキュリティ目標」を年1回定め、情報セキュリティマネジメント及びISMS要求事項への適合性、有効性を評価します。
- 3) 役員及び従業員は、情報セキュリティマネジメントの重要性を認識し、法的及び規制の要求事項並びに契約上の義務を認識し、業務に従事します。
- 4) 役員及び従業員は、「情報セキュリティ基本方針」に従い、お客様の情報セキュリティニーズを認識し、情報セキュリティ対策への理解と技量を深め、情報セキュリティパフォーマンスの向上に努めます。
- 5) 情報セキュリティ事象やインシデントを迅速に特定できる体制を構築し、教育・訓練を実施し、是正・予防処置に努め、継続的改善を促進していきます。
- 6) ISMSに関連する利害関係者とのコミュニケーションを図り、組織の内外の課題把握に努め、ISMS適用範囲の境界及び適用可能性を含め見直します。
- 7) 役員及び従業員が情報セキュリティに関する違反行為をした場合には、社内規定に沿った懲戒手続きを実施します。

制定日 2015年2月23日

株式会社アドバンスコミュニケーションテクノロジー

代表取締役 堀切こずえ

株式会社イー・アイ・ティ

代表取締役 堀切一雄

分類	ISMS 文書	種別	一次	策定者	堀切こずえ	制定日	堀切一雄	版数
文書名	情報セキュリティ基本方針	機密度	公開	策定日	2015/2/23	制定者	2015/2/23	Ver2.4